

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年10月13日 06時05分ごろ
発生場所	宮城県石巻市網地島西方沖 陸前網地港西防波堤灯台から真方位215°960m付近 (概位 北緯38°16.2′ 東経141°27.2′)
事故の概要	遊漁船 ^{きんえい} 欣栄丸は、南南東進中、また、漁船 ^{かいえい} JF海栄丸は、漂泊して揚網作業中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年10月25日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 欣栄丸、11.0トン MG2-5730（漁船登録番号）、個人所有 第243-20010号（船舶検査済票の番号） B 漁船 JF海栄丸、0.9トン MG3-51864（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首船縁に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、網地島南方沖の釣り場に向けて約10ノットの対地速力で南南東進中、船長Aが、操舵室にきた釣り客と会話をしていたところ、B船と衝突した。 船長Aは、適宜周囲の見張りを行いながら会話をしていたが、前路に他船を見掛けなかったため、釣り客との会話に夢中になり、衝突するまでB船に気付かなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を北北西方に向けた状態で漂泊しながら刺し網の揚網作業中、船長Bが、左舷船首方から接近するA船を認めたが、ふだんと同様に作業中のB船を避けていくと思い、作業を続けていたところ、船首部至近にA船を認め、大声で呼び掛けたものの、船首部とA船の船首部とが衝突した。 A船及びB船は、本事故後、それぞれ自力で帰港した。
分析	A船は、南南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い、釣り客との会話に意識を集中し、継続的に周囲の見張りを行っていなかつ

	<p>たことから、前路で漂流して揚網作業中のB船の存在に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂流して揚網作業中、船長Bが、B船に向かって接近するA船を認めた際、ふだん、航行中の他船が操業中のB船を避けてくれており、そのうちA船が揚網作業中のB船を避けると思い、A船の動静に注意を払っていなかったことから、避航動作が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が漂流して揚網作業中、船長Aが、釣り客との会話に意識を集中し、継続的に周囲の見張りを行っていなかったため、B船の存在に気付かず、また、船長Bが、航行中のA船が揚網作業中のB船を避けると思い、A船の動静に注意を払っていなかったため、避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊漁船の船長は、航行中、釣り客との会話に夢中にならずに操船に集中し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・漁船の船長は、揚網作業中に接近する他船を認めた場合、操業中の自船を避けて航行してくれると思いつまず、早期に有効な音響信号による注意喚起を行うとともに、必要に応じて船体を移動させるなど衝突を避けるための措置を採ること。